意見一覧 < 目 次 >

1. 建設省告示第1441号·第1442号(避難安全検証法)関係

1.1 避難開始時間 t_{statt} 算定に関連する意見

1) 吹抜けで構成された2層に渡る居室避難開始時間 t_{start} の計算において、 t_{start} の根拠となる A_{acea} の算定方法は、上下階の最大投影面積とするように改善してほしい。

1.2 同一建物で複数用途が混在する場合の、避難時間 t。 算定に関連する意見

全館避難計算において複数用途が混在している場合(以下、用途A、Bとする)、避難開始時間 t_{start} と避難行動時間 t_{travel} の算定は、用途A部分から避難時間が一番長いルートと、用途B部分から避難時間が一番長いルートのどちらか大きい方を採用し、出口通過時間 t_{queue} は、両者を合わせた合計人数における出口通過時間の和とするように明記すべきである。

1.3 出口通過時間 t_{aveue} 算定に関連する意見

- 3) *t_{nueue}* の制限が必要である。
- 4) 階避難計算において、A_{load} の定義が、告示の定義と解説書による説明と食い違っているので紛らわしい。
- 5) 階避難計算において、すべての階段に均等避難配分されるかのようなA_{load}の算定 の考え方を是正すべきである。

1.4 煙降下時間 t。算定に関連する意見

- 6) 付室については、防火設備設置時の漏煙量の算定方法 0.2 Agg(もしくは 2 Agg) は適当でない。 法改正前の付室の排煙量との連続性を考慮した基準に改めるべきである。
- 7) 居室の機械排煙で防煙垂壁を設置すると、煙降下時間 t,が短くなるのは適当でない。 垂壁を超えた煙の排煙の効果を考慮した基準にすべきである。
- 8) 無排煙時の煙層高さが 1.8mまで降下する時間 t_{50} を超えた時間まで排煙が行われる場合、その間の発熱速度の増加を考慮すべきである。
- 9) 天井高さが高いほど煙降下時間が短くなるのは事実と矛盾しているので、検証法の煙降下時間 t,の予測式は、大幅な改善を図るべきである。

|添付資料 | 建築技術 2002.12 月号 pp.166~170「煙制御の計画」

1.5 避難時間 t_eと煙降下時間 t_eの比較評価に関連する意見

10) 煙降下時間 t,を単純加算する計算方法は、経路途中の避難安全性を考慮したものに是正すべきである。

2. 建設省告示第1437号第一(第2種排煙)関係

2.1 火災室に適用した場合の問題点

- 11) 火災の発生の危険が大きい一般の室には第2種排煙方式を採用すべきでない。
- 2.2 避難経路に適用した場合の問題点
- 12) 扉開放が予想される避難経路上の空間に第2種排煙方式を採用すべきでない。
- 2.3 付室に適用した場合の問題点
- 13) 付室の排煙量の最小限度を火災の発生の恐れのある室の排煙量同等と規定するのは適当でない。付室と一般室の基準は、別の方法によるべきである。
- 14) 告示第1437号第一の各室における給気においても、付室にあっては圧力調整装置を設けることで給気量を上げることが望ましい。
- 2.4 計算方法等についての全般的問題
- 15) 漏れ量の設定方法を明確にすべきである。
- 16) 排煙口の開口面積について条件の上限値は不必要である。
- 17) 告示に示された排煙口の開口面積とは、有効開口面積(Ae)か、実質開口面積(Ae)かを明確にすべきである。
- 18) 給気口の位置は、当該室の壁の床面からの高さが 1.8m 以下の部分に設けることと すべきである。
- 19) 告示第1437号(第2種排煙)は、加圧法とは全く違う煙制御手法であることを明確に すべきである。

3. 非常用エレベーター乗降ロビーの性能基準

- 20) 非常用エレベーター乗降口ビーの安全性に関する基準を早急に整備されるよう求む。
- 4. 関係建設省告示第1433号(耐火性能検証法)関係

4.1 鋼材温度算定方法に関連する意見

21) 無耐火被覆鋼材の鋼材温度算定結果に、火災温度よりも鋼材温度の方が高くなるといった矛盾が生じる場合がある。計算方法の改良を要望する。

添付資料 『耐火性能設計法における無被覆鋼材の温度算定法に関する提案』

(建築学会構造系論文報告集投稿中)

*1解説書:「2001年版 避難安全検証法の解説及び計算例とその解説」 国土交通省住宅局建築指導課他編集

*2 解説書:「2001年版 耐火性能検証法の解説及び計算例とその解説」 国土交通省住宅局建築指導課他編集

提案者氏名	平成 1 5 年 6 月 2 3 日					
 避難開始時間 t_{start} 算定に関連する意見 シャダンホウシンニホンケンチクカッカイキンキシブボウサイケイカクブウカイインカイ アンセンケイカクショウイインカイアンセンケイカクショウイインカイを対象を表し続き、では、日本建築学会近畿支部防災計画部会 / 委員会 / 建築計画委員会安全計画小委員会 〒611-0011 宇治市五ケ庄京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授 田中哮義 						
提案者氏名						
提案者氏名	シャダンホウシ`ン ニホンケンチクカ`ッカイキンキシブ`ホ`ウサイケイカクブ`カイ/ホ`					
大名 社団法人 日本建築学会近畿支部防災計画部会 / 委員会 / 建築計画委員会安全計画小委員会 〒611-0011 宇治市五ケ庄 京都大学防災研究所巨大災害研究センター 教授 田中哮義	ነኅ					
委員会 / 建築計画委員会安全計画小委員会 〒611-0011 宇治市五ケ庄 住所 京都大学防災研究所巨大災害研究センター 教授 田中哮義	防火					
接案者 氏名等						
提案者	〒611-0011 宇治市五ケ庄					
氏名等 提案者連絡先 教授 田中哮義	京都大学防災研究所巨大災害研究センター					
	教授 田中哮義					
電話 0774-38-4285 FAX 0774-31-8294						
E-Mail takey@drs.dpri.kyoto-u.ac.jp						
名称 日本建築学会近畿支部						
提案者所属 住所 〒550-0004 大阪市西区靭本町 1-8-4						
電話 06-6443-0538 FAX 06-6443-3114						
E-Mail aij-kinki@mri.biglobe.ne.jp						
法律名称 建築基準法						
関連法規等 関係条文 ・告示等 施行令第 129 条の 2 平成 12 年建設省告示第 1441 号(階避難安全検証法)						

提案内容

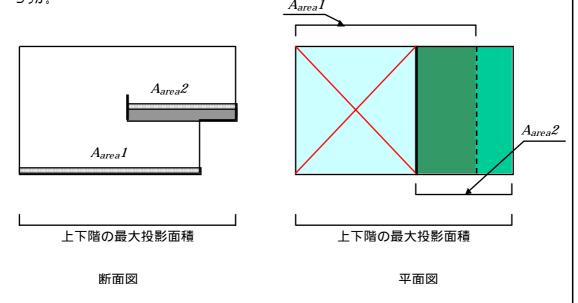
吹抜けで構成された2層に渡る居室避難開始時間 t_{start} の計算において、 t_{start} の根拠となる A_{area} の算定方法は、上下階の最大投影面積とするように改善してほしい。

下図のように、吹抜けで構成された2層に渡る居室の場合、設計時に A_{area} の算定方法がわからず計算できない。

- ・ 階で出火した場合
 - · 階の t_{start} の根拠となる A_{area}は、A_{area}1(上下階の最大面積)
 - ・ 階の t_{start} の根拠となる A_{area}は、A_{area}1(上下階の最大面積)
- ・ 階で出火した場合
 - · 階の t_{start} の根拠となる A_{area}は、A_{area}1(上下階の最大面積)
 - ・ 階の t_{start} の根拠となる A_{area}は、A_{area}1(上下階の最大面積)

と考えられるだろうか。しかし、上階は下階の平面の中に入り込む形状と常になるわけではなく、は み出している場合もありうる。

そこで、一番安全側をとって、上下階の最大投影面積を t_{start} の根拠となる A_{area} と考えられないだろうか。



その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等

提案内容を再検討し、後ほど送付します。

提案名 建設省告示第1441号・第1442号(避難安全検証法)関係 同一建物で複数用途が混在する場合の、避難時間 t。 算定に関連す シャダンホウシンニホンケンチクカッカイキンキシブボ ウサイケイカク ウカイインカイ/ケンチクケイカクインカイ アンゼンケイカクショウイイン 氏名 社団法人 日本建築学会近畿支部防災計画部会 を 委員会 / 建築計画委員会安全計画小委員会 〒611-0011 宇治市五ケ庄 京都大学防災研究所巨大災害研究センター			
同一建物で複数用途が混在する場合の、避難時間 t _e 算定に関連する場合の、避難時間 t _e 算定に関連する。			
提案者氏名 ウカイインカイ/ケンチクケイカクイインカイ アンセンケイカクショウイイン 氏名 社団法人 日本建築学会近畿支部防災計画部会 を 委員会 / 建築計画委員会安全計画小委員会 〒611-0011 宇治市五ケ庄 京都大学防災研究所巨大災害研究センター	る意見		
提案者氏名 ウカイインカイ/ケンチクケイカクイインカイ アンゼンケイカクショウイイン 大名 社団法人 日本建築学会近畿支部防災計画部会 グラス クローグ クローグ クローグ クローグ クローグ クローグ クローグ クローグ	プカイ/ボ		
氏名 社団法人 日本建築学会近畿支部防災計画部会 を 委員会 / 建築計画委員会安全計画小委員会 〒611-0011 宇治市五ケ庄 住所 京都大学防災研究所巨大災害研究センター	 ታረ		
<u>委員会 / 建築計画委員会安全計画小委員会</u>	'防火		
住所 京都大学防災研究所巨大災害研究センター			
世安孝			
提案者	京都大学防災研究所巨大災害研究センター		
提案者連絡先 数授 田中哮義 氏名等 提案者連絡先 数授 田中哮義	教授 田中哮義		
電話 0774-38-4285 FAX 0774-31-8294			
E-Mail takey@drs.dpri.kyoto-u.ac.jp			
名称 日本建築学会近畿支部			
提案者所属 住所 〒550-0004 大阪市西区靭本町 1-8-4			
電話 06-6443-0538 FAX 06-6443-3114			
E-Mail aij-kinki@mri.biglobe.ne.jp			
法律名称 建築基準法			
関連法規等 関係条文 ・告示等 施行令第 129 条の 2 の 2 平成 12 年建設省告示第 1442 号(全館避難安全検証)	去)		

提案内容

全館避難計算において複数用途が混在している場合(以下、用途 A、Bとする)、避難開始時間 t_{statt} と避難行動時間 t_{travel} の算定は、用途 A部分から避難時間が一番長いルートと、用途 B部分から避難時間が一番長いルートのどちらか大きい方を採用し、出口通過時間 t_{queue} は、両者を合わせた合計人数における出口通過時間の和とするように明記すべきである。

提案に係わる技術的根拠の主旨

1)避難開始時間 t_{start}について

下図の例のような複合用途建物で、全館避難安全検証法を用いる場合の避難開始時間 t_{start} の 算定は、

ホテル用途の避難開始時間算定式は、 $t_{start} = \frac{2\sqrt{A_{floor}}}{15} + 5$

事務所用途の避難開始時間算定式は、 $t_{start} = \frac{2\sqrt{A_{floor}}}{15} + 3$

と用途ごとに違い、どちらの算定式を用いればよいのか明確でない。

2)避難行動時間t_{travel}について

直通階段を上部のホテル部分と 下部の事務所部分で共有している 場合。階段内の歩行速度はホテル用 途部分(36m/分 下り)・事務所部 分(47m/分 下り)と違うため、ど の数値を採用すべきか明確ではな い。

避難開始時間 t_{start} と避難行動時間 t_{travel} は、ホテル部分から避難時間が一番長いルートと、事務所部分から避難時間が一番長いルートのどちらか大きい方を採用し、出口通過時間 t_{queue} は、両者を合わせた合計人数における出口通過時間の和とするように明記すべきである。すなわち、

$$t_e = \text{MAX}\{t_{\textit{start}}(\mathbf{k}) + t_{\textit{travel}}(\mathbf{k}), \mathbf{k} = 1, \cdots, \mathbf{n}\} + t_{\textit{queue}}(合計人数)$$
 n;異なる用途数

その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等

提案内容を再検討し、後ほど送付します。

提案年月日	平成15年 6月 23日					
担实力	建設省告示算	第1441	号·第1442号(避	雕安全	≧検証法)関係	
提案名	出口通過時間	1 t _{queu}	。算定に関連する意!	見(1)	
		- 11484	シャダンホウシ`ン ニホンケンチクカ	「ッカイキ	ンキシブ ポウサイケイカクプカイ/ポ	
	提案者氏名	フリガナ	ウカイインカイ/ケンチクケイカクイヤ	インカイ ご	アンセ・ンケイカクショウイインカイ	
		氏名		社団法人 日本建築学会近畿支部防災計画部会/防火 委員会/建築計画委員会安全計画小委員会		
			〒611-0011 宇治市五ケ			
	是案者 提案者連絡先 氏名等	住所	京都大学防災研究所巨大災害研究センター			
提案者 氏名等			教授 田中哮義			
МПЭ		電話	0774-38-4285	FAX	0774-31-8294	
		E-Mail	takey@drs.dpri.kyoto-u.ac.jp			
		名称	日本建築学会近畿支部			
	提案者所属	住所	〒550-0004 大阪市西区	図 靭本町	Ţ 1-8-4	
	近 木 日 川	電話	06-6443-0538	FAX	06-6443-3114	
		E-Mail	aij-kinki@mri.biglobe.ne.jp)		
	法律名称	建築基準法				
関連法規等	関係条文 ・告示等		第129 条の2 年建設省告示第1441	号(階	避難安全検証法)	

提案内容

 t_{queue} の制限が必要である。

提案に係わる技術的根拠の主旨

階避難安全検証法では、"避難時間 煙降下時間"でさえあれば許容されるので、現在は物 販などでもルートAの基準に比較して極めて小さい避難出口幅や階段幅が出てきている。

このような場合、実際には出口で非常に大きな滞留を許容していることになるが、過去の 火災に於ける避難上の重大事故の多くが避難経路の不足から発生していることを考えれば、 避難安全の検証を "避難時間 煙降下時間"の問題のみに単純化すべきではなく、少なくとも 過大な滞留の発生を防止するための基準を導入する必要がある。

その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等

提案年月日	平成15年 6月 23日				
坦安力	建設省告示算	第1441	号·第1442号(避	雕安全	≧検証法)関係
提案名	出口通過時間	St _{queu}	, 算定に関連する意	見(:	2)
		- 11434	シャダ ンホウシ ン ニホンケンチクカ ッカイキンキシブ ボ ウサイケイカクブ カイ/ホ		
	提案者氏名	フリガナ	ウカイインカイ/ケンチクケイカクイイ	インカイ フ	アンセ・ンケイカクショウイインカイ
		氏名	社団法人 日本建築学会近畿支部防災計画部会/防火 委員会/建築計画委員会安全計画小委員会		
			〒611-0011 宇治市五ケ	庄	
提案者 氏名等		住所	京都大学防災研究所巨大災害研究センター		
	提案者連絡先		教授 田中哮義		
70 13		電話	0774-38-4285	FAX	0774-31-8294
		E-Mail	takey@drs.dpri.kyoto-u.ac.jp		
		名称	日本建築学会近畿支部		
	提案者所属	住所	〒550-0004 大阪市西区	靭本町	T 1-8-4
	近来日川庙	電話	06-6443-0538	FAX	06-6443-3114
		E-Mail	aij-kinki@mri.biglobe.ne.jp)	
	法律名称	建築基準法			
関連法規等	関係条文 ・告示等		第129 条の2 年建設省告示第1441	号(階	避難安全検証法)
坦索古家					

提案内容

階避難計算において、 A_{load} の定義が、告示の定義と解説書による説明と食い違っているので紛らわしい。

告示による*A_{load}*の定義は、

「当該直通階段への出口を通らなければ避難することができない建築物の各部分ごとの床面積(単位 平方メートル)」

解説書による定義は、

「当該階に設けられた直通階段への出口を通らなければ避難することができない建築物の各部分ごとの床面積(m²)」

とあり、告示の定義では、直通階段ごとに捉え、その直通階段を通らなければならない部分の面積とあるので、2方向避難が確保された居室から2つ以上の階段に達することのできる計画では、 A_{load} は常に0となる。

しかし、解説書による定義では、当該階全体に設置された直通階段全てを同時に捉えるため、2方向避難が確保された計画でも A_{log} dは、0となることはなく、当該階の面積となる。

解説書に示された計算例から、当該階の人数 ρA_{load} が当該階にある階段面積の合計 A_{st} に一様に配分されたときの割合を用いて、有効流動係数を各階段ごとに算定していることがわかる。 上記のことから、告示文面を解説書と統一し、混乱を招かないようにすべきである。

その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等

提案内容を再検討し、後ほど送付します。

提案年月日	平成 1 5 年 6 月 2 3 日					
坦安女	建設省告示第1441号·第1442号(避難安全検証法)関係					
提案名	出口通過時間	St _{queu}	, 算定に関連する意 り	見(3)	
		-11-43-1-	シャダ ンホウシ ン ニホンケンチクカ ッカイキンキシブ ボ ウサイケイカクブ カイ/ホ			
	提案者氏名	フリガナ	ウカイインカイ/ケンチクケイカクイイ	(ンカイ ご	アンセ・ンケイカクショウイインカイ	
		氏名	社団法人 日本建築学会近畿支部防災計画部会/防火 委員会/建築計画委員会安全計画小委員会			
			〒611-0011 宇治市五ケ	庄		
提案者 氏名等		住所	京都大学防災研究所巨大災害研究センター			
	提案者連絡先		教授 田中哮義			
70 13		電話	0774-38-4285	FAX	0774-31-8294	
		E-Mail	takey@drs.dpri.kyoto-u.ac.jp			
		名称	日本建築学会近畿支部			
	提案者所属	住所	〒550-0004 大阪市西区靭本町 1-8-4			
	近来日川底	電話	06-6443-0538	FAX	06-6443-3114	
		E-Mail	aij-kinki@mri.biglobe.ne.jp)		
	法律名称	建築基準法				
関連法規等	関係条文 ・告示等		第129 条の2 年建設省告示第1441	号(階	避難安全検証法)	
担安山家						

提案内容

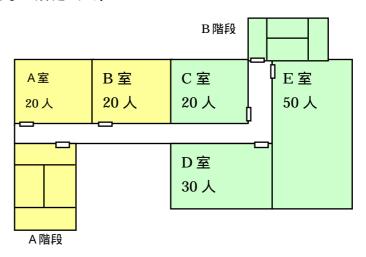
階避難計算において、すべての階段に均等避難配分されるかのような A_{load} の算定の考え方を是正すべきである。

下図の例のように各居室から直通階段が均等に配置されていない計画の場合、各階段が負担する 避難者数の割合は必ずしも均等にはならず、また、階段手前の経路上のネックや、階段ごとに滞留が 考慮されないので、計画によっては甘い結果になる場合がある。

よって、階段ごとに負担者人数を考慮 $\int LA_{load}$ の算定の考え方をとり、扉通過時間を算定すべきである。

階段幅が確保されたA階段は、出口に近い A 室·B 室の 40 人が避難に利用し、階段幅の小さい B 階段は、出口に近い C 室·D 室·E 室の 100 人が避難に利用される可能性が高い。この場合、A 階段では滞留が起こらず階段扉の有効流動係数は大きく、B 階段では、滞留が起こり階段扉の有効流動係数は小さくなり、扉通過時間は大きくなる。

しかし、告示の算定方法に従うと、階段の避難性能に応じて一様に避難することになっているので、 C 室·D 室·E 室の避難者がわざわざ遠い位置にあるA階段を利用することになってしまうばかりか、平均して避難した結果、扉通過時間が小さく算定される。



その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等

提案内容を再検討し、後ほど送付します。

提案年月日	平成 1 5 年 6 月 2 3 日					
坦安力	建設省告示第1441号·第1442号(避難安全検証法)関係					
提案名	煙降下時間	ts 算定	に関連する意見 (1)		
		- 1144	シャダンホウシン ニホンケンチクカ	゚ッカイキ	ンキシブ ポウサイケイカクプカイ/ポ	
	提案者氏名 提案者氏名	フリガナ	ウカイインカイ/ケンチクケイカクイイ	(ンカイ :	アンセ・ンケイカクショウイインカイ	
		氏名	社団法人 日本建築学会近畿支部防災計画部会/防火 委員会/建築計画委員会安全計画小委員会			
			〒611-0011 宇治市五ケ	庄		
提案者 氏名等		住所	京都大学防災研究所巨大災害研究センター			
	提案者連絡先		教授 田中哮義			
70 13		電話	0774-38-4285	FAX	0774-31-8294	
		E-Mail	takey@drs.dpri.kyoto-u.ac.jp			
		名称	日本建築学会近畿支部			
	提案者所属	住所	〒550-0004 大阪市西区	靭本町	Ţ 1-8-4	
	近来日川底	電話	06-6443-0538	FAX	06-6443-3114	
		E-Mail	aij-kinki@mri.biglobe.ne.jp)		
	法律名称	建築基準法				
関連法規等	関係条文 ・告示等		施行令第 129 条の 2、2 の 2 平成 12 年建設省告示第 1441 号、1442 号(避難安全検証法)			

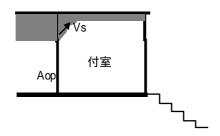
提案内容

付室については、防火設備設置時の漏煙量の算定方法 $0.2A_{o\rho}$ (もしくは $2A_{o\rho}$) は適当でない。 法改正前の付室の排煙量との連続性を考慮した基準に改めるべきである。

火災室からの煙の漏れ量の算定で、二号防火設備である場合には漏煙量が $0.2\,A_{ol}$ (m^3/f) 一号防火設備である場合には $2\,A_{op}$ (m^3/f) となっているが、これはどちらも扉が閉鎖された状態の想定値と考えられる。避難時間との比較を行う検証において、避難経路上の防火設備が全て閉まっていると想定することは不合理である。

例えば付室において、煙侵入量 Vs (m³/分)は下表のようになる。

付室に面する扉: W1.0×H2.0=2.0m2の場合



		付室に面する	付室への煙侵入量	付室の必要排煙量		
		扉の仕様 [*]	Vs(m³/分)	(m³/分)		
ルートB	(イ)	二号防火設備	0.2Aop = 0.4	0.4	侵入した煙を排出する	
	(口)	一号防火設備	2 Aop = 4.0	4.0	ための必要排煙量	
ルートA		二号防火設備	-	240	告示 1728 号に定められ	
					た4m³/秒	

*:壁は、準耐火構造の壁又は不燃材料で覆われているものとする。

ルートBの場合、煙侵入量 Vs 以上の有効排煙量 Ve をとれば、長時間安全とみなされる計算になる。

$$t_s = \frac{A_{room} \times (H_{room} - H_{\lim})}{\max(V_s - V_s, 0.01)} \qquad t_s = \frac{A_{room} \times (H_{room} - H_{\lim})}{0.01}$$
 長時間

しかし、ルートAの仕様規定では必要排煙量を 240 m^3 /分(=4 m^3 /秒)と定めており、ルートBの必要排煙量をこれと比較すると(イ)では 1/600、(ロ)では 1/60 と大変小さい値になる。

その少ない煙侵入量を排出するために少しの排煙量を計画すれば、長時間の安全が確保できると評価されてしまうことから、付室の安全性は以前の法規レベルよりも極端に低下したと言わざるを得ず、基準の連続性の観点からも問題が多いと考えられる。

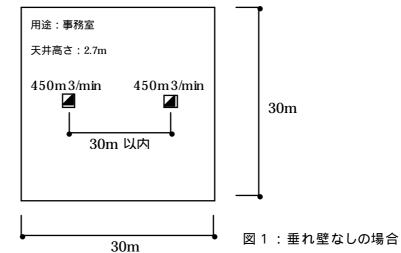
その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等

提案年月日	平成15年 6月 23日					
坦安力	建設省告示算	第1441	号·第1442号(避)	睢安全	≧検証法) 関係	
提案名	煙降下時間	ts 算定	に関連する意見 (2)		
		-u-4-	シャダンホウシン ニホンケンチクカ	゚ッカイキ	ンキシブ ボウサイケイカクプカイ/ボ	
	提案者氏名 提案者氏名	フリガナ	ウカイインカイ/ケンチクケイカクイイ	(ンカイ フ	アンセ・ンケイカクショウイインカイ	
坦安老		氏名	社団法人 日本建築学会近畿支部防災計画部会/防火 委員会/建築計画委員会安全計画小委員会			
			〒611-0011 宇治市五ケ	·庄		
	提案者連絡先	住所	京都大学防災研究所巨大災害研究センター			
			教授 田中哮義			
0,000		電話	0774-38-4285	FAX	0774-31-8294	
		E-Mail	takey@drs.dpri.kyoto-u.ac.jp			
		名称	日本建築学会近畿支部			
	提案者所属 提案者所属	住所	〒550-0004 大阪市西区靭本町 1-8-4			
	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	電話	06-6443-0538	FAX	06-6443-3114	
		E-Mail	aij-kinki@mri.biglobe.ne.jp)		
	法律名称	建築基準法				
関連法規等	関係条文 ・告示等		施行令第 129 条の 2、2 の 2 平成 12 年建設省告示第 1441 号、1442 号(避難安全検証法)			

提案内容

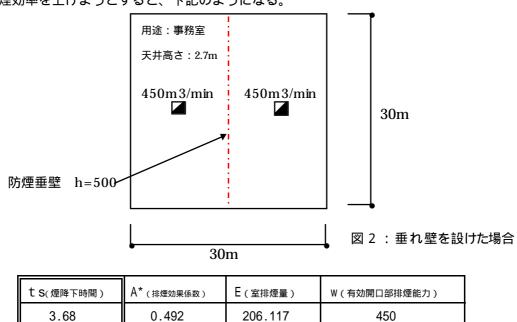
居室の機械排煙で防煙垂壁を設置すると、煙降下時間t。が短 \langle なるのは適当でない。垂壁を超えた煙の排煙の効果を考慮した基準にすべきである。

下図のような室を想定し、避難安全検証法に従って煙降下時間 t₃を算定すると、下記のようになる。



t S(煙降下時間) A*(排煙効果係数)		E (室排煙量)	W(有効開口部排煙能力)	
5.18	0.4	412.235	900	

そこで、室内の煙拡散を抑へ、より安全な設計を目指して防煙垂壁を設け防煙区画を分割 して排煙効率を上げようとすると、下記のようになる。



すなわち、煙降下時間 / 。は防煙区画を行った計画の方が小さく算定される。

これは、防煙区画を行うことによって、2ヶ所ある機械排煙口が区画毎に別々に計算されるようになるが、区画を行うことによる A* (排煙効果係数)の増加が、排煙口の性能減より小さいためである。防煙区画を増やしてより安全な設計を行うとするとより厳しい評価がされてしまう。見直しが必要ではないか。

その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等

提案年月日	平成 1 5 年	平成15年 6月 23日				
坦安女	建設省告示第1441号·第1442号(避難安全検証法)関係					
提案名	煙降下時間	ts 算定	に関連する意見 (3)		
		71141	シャダンホウシン ニホンケンチクカ	゚ッカイキ	ンキシブ ボウサイケイカクプカイ/ボ	
	提案者氏名	フリガナ	ウカイインカイ/ケンチクケイカクイイ	(ンカイ フ	アンセ・ンケイカクショウイインカイ	
	是来自民日		社団法人 日本建築学会近畿支部防災計画部会/防火 委員会/建築計画委員会安全計画小委員会			
			〒611-0011 宇治市五ケ	庄		
提案者 氏名等	提案者連絡先	住所	京都大学防災研究所巨大災害研究センター			
			教授 田中哮義			
70 11 13		電話	0774-38-4285	FAX	0774-31-8294	
		E-Mail	takey@drs.dpri.kyoto-u.ac.jp			
		名称	日本建築学会近畿支部			
	提案者所属	住所	〒550-0004 大阪市西区	靭本町	J 1-8-4	
	J.C. 不 日 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	電話	06-6443-0538	FAX	06-6443-3114	
		E-Mail	aij-kinki@mri.biglobe.ne.jp)		
	法律名称	建築基準	建築基準法			
関連法規等	関係条文 ・告示等		第129 条の2 年建設省告示第1441 ·	号(階)	避難安全検証法)	
担卖占家						

提案内容

無排煙時の煙層高さが 1.8m まで降下する時間 t_{s0} を超えた時間まで排煙が行われる場合、その間の発熱速度の増加を考慮すべきである。

告示に示された居室避難の煙降下時間 t。の算定式

$$t_{s} = \frac{A_{room} \times (H_{room} - 1.8)}{\max(V_{s} - V_{e,} \ 0.01)}$$
(1)

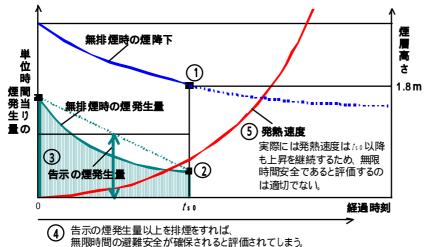
[A_{room} : 当該室面積、 H_{room} : 平均天井高さ、 V_s : 1分間当りの煙発生量、 V_e : 1分間当り の有効排煙量1

は、当該室の蓄煙可能容積を煙発生量 Vs から有効排煙量 Ve を差し引いた値で除して煙層 高さ時間を求める方法となっており、この煙発生量 1/3 は無排煙時の煙層降下が床上 1.8m に達する時間 (下図中 t_{so}) 迄で評価され、次式で与えられる。

$$V_s = 9 \left\{ \left(\alpha_f + \alpha_m \right) A_{room} \right\}^{1/3} \left\{ H_{low}^{5/3} + \left(H_{low} - H_{room} + 1.8 \right)^{5/3} \right\}$$
 (2)

均天井高さ1

従って、もし居室避難時間が長い場合でも、式(2)で算定された煙発生量 Vs 以上の排煙量 さえとれば、式(1)の算定により無限時間の避難安全が確保されたという評価になる。しか し、発熱速度はスプリンクラーなどによる鎮火を想定しない限り実際には上昇を継続する のであるから、無限時間の避難安全が確保されていると評価するのは適切でない。



無排煙時の煙層が 1.8 m まで降下した 時点。

煙発生量を決定す るための 対象範囲 の最終時点。

0秒および の時点 の煙発生量の平均 を単位時間あたりの 煙発生量としてい る。

図 告示の煙発生量の決定方法と発熱速度の上昇

その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等

提案内容を再検討し、後ほど送付します。

提案年月日	平成15年 6月 23日					
坦安力	建設省告示算	第1441	号·第1442号(避)	睢安全	≧検証法) 関係	
提案名	煙降下時間	ts 算定	に関連する意見 (5)		
		-u-4-	シャダンホウシン ニホンケンチクカ	゚ッカイキ	ンキシブ ボウサイケイカクプカイ/ボ	
	提案者氏名 提案者氏名	フリガナ	ウカイインカイ/ケンチクケイカクイイ	(ンカイ フ	アンセ・ンケイカクショウイインカイ	
		氏名	社団法人 日本建築学会近畿支部防災計画部会/防火 委員会/建築計画委員会安全計画小委員会			
	提案者 氏名等 提案者連絡先		〒611-0011 宇治市五ケ	·庄		
		住所	京都大学防災研究所巨大災害研究センター			
			教授 田中哮義			
0,000		電話	0774-38-4285	FAX	0774-31-8294	
		E-Mail	takey@drs.dpri.kyoto-u.ac.jp			
		名称	日本建築学会近畿支部			
	提案者所属 提案者所属	住所	〒550-0004 大阪市西区靭本町 1-8-4			
	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	電話	06-6443-0538	FAX	06-6443-3114	
		E-Mail	aij-kinki@mri.biglobe.ne.jp)		
	法律名称	建築基準法				
関連法規等	関係条文 ・告示等		施行令第 129 条の 2 平成 12 年建設省告示第 1441 号(階避難安全検証法)			
坦索市家						

提案内容

天井高さが高いほど煙降下時間が短くなるのは事実と矛盾しているので、検証法の煙降下時間 t_s の予測式は、大幅な改善を図るべきである。

無排煙時の煙降下時間が、天井高さがある一定の高さを超えると天井が高いほど煙降下時間が短くなるのは事実と矛盾している。以下、ケーススタディによる確認結果を示す。

1)天井高さの違いによる無排煙時の煙降下時間について、煙降下予測式(文献1)による方法と告示の算定式による方法の2つの方法でスタディを行い、結果の比較を行った。

(文献1:田中哮義著「建築火災安全工学入門」1993年)

文献1の予測式による煙降下時間の算定

$$t = \left\{ \frac{5}{2} \cdot \frac{\rho A_{\text{room}}}{0.08\alpha^{1/3}} \left(\frac{1}{z^{2/3}} - \frac{1}{H^{2/3}} \right) \right\}^{3/5} / 60$$
 (1)

 $[t:煙降下時間(分)、 :煙層密度(kg/m²)、<math>A_{room}$:室面積(m²)、 :火災成長率(-)、z:煙層高さ(m)、H:平均天井高さ(m)]

告示による煙降下時間 t 。の算定

煙降下時間
$$t_s$$
: $t_s = \frac{A_{room} \times (H_{room} - 1.8)}{\max(V_s - V_{e_s} 0.01)}$ (2)

煙発生量
$$V_s$$
: $V_s = 9\{(\alpha_f + \alpha_m)A_{room}\}^{1/3}\{H_{low}^{5/3} + (H_{low} - H_{room} + 1.8)^{5/3}\}$ (3)

[t_s :煙降下時間(分)、 A_{room} :室面積、 H_{room} :平均天井高さ、 H_{low} :最低床面からの平均天井高さ(m)、 V_s :1分間当りの煙発生量(m^3 /分)、 V_e :1分間当りの有効排煙量(m^3 /分)、 f_s , f_m :火災成長率、]

[スタディ条件]

室面積: A_{room} = 500 m^2 、天井高さ: H_{room} = H_{low} = 3~20 m、密度: = 0.7 kg/ m^3 、 V_{e} = 0 m³/分、火災成長率: = ($_f$ + $_m$)= 0.1(可燃物発熱量 560MJ/ m^4 事務所,内装不燃)

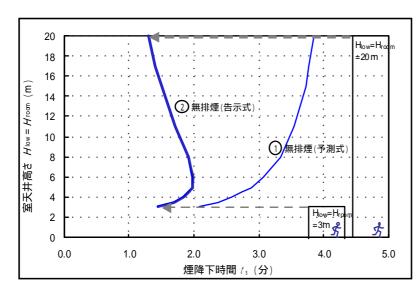


図 煙降下時間と 天井高さの関係

予測式による結果は天井高さが高いほど煙降下時間が長いという常識にそった予測結果であるのに対し、 告示式による結果では天井高さが高くなると煙降下時間が短くなっており理解しにくい結果となっている。

【参考文献】建築技術 2002.12 月号 pp.166~170 「煙制御の計画」・・添付資料

その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等

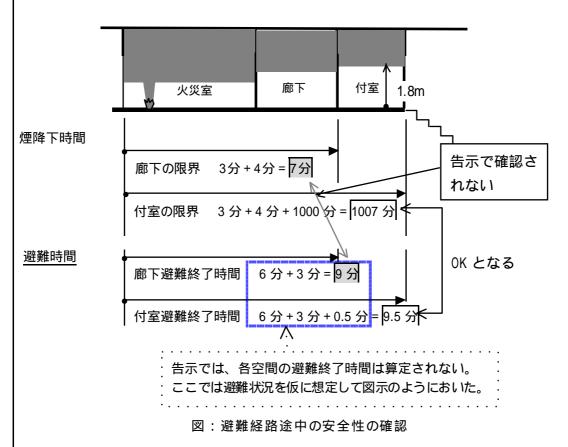
提案年月日	平成 1 5 年 6 月 2 3 日					
坦克力	建設省告示第	第1441	号·第1442号(避	雕安全	≧検証法) 関係	
提案名	避難時間 te	と煙降	下時間 t。の比較評	価に関	関連する意見	
		- 114*1	シャダ ンホウシ ン ニホンケンチクカ	「ッカイキ	ンキシブ ポウサイケイカクプカイ/ポ	
	────────────────────────────────────	フリガナ	ウカイインカイ/ケンチクケイカクイヤ	インカイ ご	アンセ・ンケイカクショウイインカイ	
	派水口以口	氏名	社団法人 日本建築学会	近畿式	支部防災計画部会 / 防火	
		N _D	委員会 / 建築計画委員	会安全	計画小委員会	
			〒611-0011 宇治市五ケ	庄		
提案者 提案者追 氏名等		住所	京都大学防災研究所巨	京都大学防災研究所巨大災害研究センター		
	提案者連絡先		教授 田中哮義			
10 14		電話	0774-38-4285	FAX	0774-31-8294	
		E-Mail	takey@drs.dpri.kyoto-u.ac.jp			
		名称	日本建築学会近畿支部			
	提案者所属	住所	〒550-0004 大阪市西区	劉本 町	Ţ 1-8-4	
	延来 日 川	電話	06-6443-0538	FAX	06-6443-3114	
		E-Mail	aij-kinki@mri.biglobe.ne.jp	j-kinki@mri.biglobe.ne.jp		
	法律名称	建築基準法				
関連法規等	関係条文 ・告示等		第129 条の2、2の2 年建設省告示第1441	号、14	142号(避難安全検証法)	

提案内容

煙降下時間 t_s を単純加算する計算方法は、経路途中の避難安全性を考慮したものに是正すべきである。

施行令 129 条の2 の2 では、<u>経路途中の各々の室</u>の安全性能を確認することとなっている。 告示第 1441 号 (ルート B) の階避難安全検証では、階段へ流入完了する階避難時間と各避難 経路上の煙降下時間を合算して求める階煙降下時間を単純比較するようになっている。

例えば次の例のような場合、避難経路途中の段階で「避難時間 > 煙降下時間」となっているが、階避難終了段階では「避難時間 < 煙降下時間」となっている。ルートBでは階避難終了時の時間比較のみで安全判断を行うため、廊下における避難者の安全が確保されなくても階避難安全性能が満足されたことになってしまう。



その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等

提案年月日	平成 1 5 年 6 月 2 3 日				
坦安々	建設省告示第1437号第一(第2種排煙)関係				
提案名	火災室に適用	目した場合	合の問題点について		
		-11	シャダンホウシン ニホンケンチクカ	゚ッカイキ	ンキシブ ポウサイケイカクプカイ/ポ
	提案者氏名	フリガナ	ウカイインカイ/ケンチクケイカクイイ	(ンカイ ご	アンセ・ンケイカクショウイインカイ
		氏名	社団法人 日本建築学会 委員会/建築計画委員?		医部防災計画部会 / 防火 計画小委員会
			〒611-0011 宇治市五ケ		
	提案者連絡先	住所	京都大学防災研究所巨大災害研究センター		
提案者 氏名等			教授 田中哮義		
MAA		電話	0774-38-4285	FAX	0774-31-8294
		E-Mail	takey@drs.dpri.kyoto-u.ac.jp		
		名称	日本建築学会近畿支部		
	提案者所属	住所	〒550-0004 大阪市西区靭本町 1-8-4		
	近木 百川	電話	06-6443-0538	FAX	06-6443-3114
		E-Mail	aij-kinki@mri.biglobe.ne.jp)	
	法律名称	建築基準	≛法		
関連法規等	関係条文 ・告示等	平成 12 年建設省告示第 1437 号第一(第2種排煙)			
提案内容					

火災の発生の危険が大きい一般の室には第2種排煙方式を採用すべきでない。

給気量の決定方法や運用方法が明確でないため、誤って使用されるとかえって安全を損なう危険性があると懸念される。よって第2種排煙を採用できる条件を示し適用を限定すべきである。

特に、一般の居室が火災室の場合には第2種排煙方式を採用すべきでない。煙が発生した 空間に積極的に空気を送り込む方式のため、室内の圧力を高め、煙を周りの空間との間の開 口や隙間を通じて拡散させてしまう危険性が高いからである。

第2種排煙を使用する場合は、このような危険性が十分低い空間に限定すべきである。

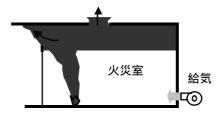


図:給気による煙層の拡散

その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等

提案年月日	平成 1 5 年 6 月 2 3 日				
坦安力	建設省告示第1437号第一(第2種排煙)関係				
提案名	避難経路に適用した場合について				
	提案者氏名	フリガナ	タナカ タケヨシ		
	旋杂省以 有	氏名	田中 哮義		
		住所	〒540-0024 大阪市中央区南新町 1-2-10 フルサトビル 4階 (財)日本建築総合試験所 性能評定課 中道明子/日本建築学会近畿支部防災計画部会・幹事		
│ │提案者	提案者連絡先	電話	06-6966-7600	FAX	06-6966-7680
氏名等		E-Mail	nakamichi@gbrc.or.jp		
		名称	京都大学防災研究所 / 日本建築学会近畿支部防災計画 部会・部会長		
	提案者所属	住所	〒611-0011 京都府宇治市五ヶ庄		
	30 30 11 11 11 11	電話	0774-38-4285	FAX	0774-31-8294
		E-Mail	takey@drs.dpri.kyoto-	-u.ac.	jp
	法律名称	建築基準法			
関連法規等	関係条文 ・告示等	平成 12 年建設省告示第 1437 号第一(第2種排煙)			
提案内容					

扉開放が予想される避難経路上の空間に第2種排煙方式を採用すべきでない。

廊下や付室など避難経路では避難中扉は開くと考えるのが自然である。また、第2種排煙の排煙量の下限は室面積から定まるが、廊下や付室は居室に比べて一般に小面積であることが多く、下限値に近い少ない排煙量で計画される場合も多く見受けられる。

第2種排煙は、扉が閉鎖されている状態では排煙口での圧力差が大きいので排煙量も十分確保されると考えられるが、扉が開放されると開いた扉から多くの漏れが生じるため圧力差は小さくなり、排煙口からの排煙量が減少する。従って扉開放の確率の高い室に第2種排煙を採用し少ない排煙量を設計した場合には、扉開放により告示の規定排煙量が確保できない危険性が予測される。

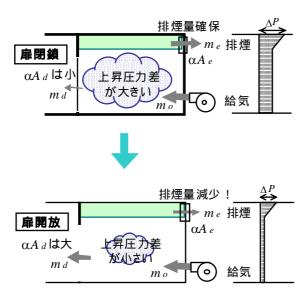


図:扉の開閉による排煙量の変化

その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等

提案年月日	平成 1 5 年 6 月 2 3 日					
坦安女	建設省告示第1437号第一(第2種排煙)関係					
提案名	付室に適用した場合について(1)					
		7U-43-L	シャダンホウシン ニホンケンチクカ	゚ッカイキ	ンキシブ ポウサイケイカクプカイ/ポ	
	提案者氏名 提案者氏名	フリガナ	ウカイインカイ/ケンチクケイカクイイ	(ンカイ :	アンセ・ンケイカクショウイインカイ	
		氏名		社団法人 日本建築学会近畿支部防災計画部会 / 防火 委員会 / 建築計画委員会安全計画小委員会		
			〒611-0011 宇治市五ケ			
	提案者連絡先	住所	京都大学防災研究所巨大災害研究センター			
提案者 氏名等			教授 田中哮義			
70 13		電話	0774-38-4285	FAX	0774-31-8294	
		E-Mail	takey@drs.dpri.kyoto-u.ac.jp			
		名称	日本建築学会近畿支部			
	提案者所属	住所	〒550-0004 大阪市西区	靭本町	Ţ 1-8-4	
	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	電話	06-6443-0538	FAX	06-6443-3114	
		E-Mail	aij-kinki@mri.biglobe.ne.jp	<u>)</u>		
	法律名称	建築基準	≛法			
関連法規等	関係条文 ・告示等	平成 12 年建設省告示第 1437 号第一(第2種排煙)				

提案内容

付室の排煙量の最小限度を火災の発生の恐れのある室の排煙量同等と規定するのは適当でない。 付室と一般室の基準は、別の方法によるべきである。

提案に係わる技術的根拠の主旨

平成 12 年告示第 1435 号、昭和 44 年告示第 1728 号、昭和 45 年告示第 1835 号では、特別避難階段の付室は火災の規模が拡大した場合においても安全を確保する必要があることから、排煙量を 4m³/秒(240m³/分)以上としている。しかし、第 2 種排煙では、特別避難階段付室も他の室の機械排煙風量の最低基準と同様である排煙量 1 m³/分・m² としている。これは、例えば、付室面積が 10m² の場合ならば 10m³/分であり、従来要求されてきた付室の排煙量と比較して著しく小さく、安全性が疑問視される。付室には他の室よりも安全が確保できる排煙規定を設けることが望ましい。

その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等

提案年月日	平成 1 5 年	6月 2	3 日			
坦安力	建設省告示第1437号第一(第2種排煙)関係					
提案名	付室に適用した場合について (2)					
			シャダンホウシン ニホンケンチクカ	゚ッカイキ	ンキシブ ボウサイケイカクブカイ/ボ	
	提案者氏名	フリガナ	ウカイインカイ/ケンチクケイカクイイ	(ンカイ)	アンセ່ンケイカクショウイインカイ	
	旋来 日 K 日	氏名	社団法人 日本建築学会	近畿。	京部防災計画部会 / 防火	
		ις μ	委員会/建築計画委員会	会安全	計画小委員会	
			〒611-0011 宇治市五ケ	庄		
	提案者連絡先	住所	京都大学防災研究所巨大災害研究センター			
│提案者 │氏名等			教授 田中哮義			
70 17		電話	0774-38-4285	FAX	0774-31-8294	
		E-Mail	takey@drs.dpri.kyoto-u.ac.jp			
		名称	日本建築学会近畿支部			
	提案者所属	住所	〒550-0004 大阪市西区	靭本町	J 1-8-4	
	灰米日川属 	電話	06-6443-0538	FAX	06-6443-3114	
		E-Mail	aij-kinki@mri.biglobe.ne.jp)		
	法律名称	建築基準法				
関連法規等	関係条文 ・告示等	平成 12 年建設省告示第 1437 号第一(第2種排煙)				

提案内容

告示第1437号第一の各室における給気においても、付室にあっては圧力調整装置を設けることで給気量を上げることが望ましい。

提案に係わる技術的根拠の主旨

告示第 1437 号では、複数の室を統合して給気・排煙を行う場合には、避難経路の開口部には圧力差によって開放障害を生じない構造の扉を設けることとされているが、各室において給気・排煙を行う場合においても特に付室にあっては、圧力調整装置を設けることが望ましい。圧力調整装置を設けることにより、扉の開放障害を生じることなくより多くの給気が可能である。

その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等

提案年月日	平成 1 5 年 6 月 2 3 日				
坦安女	建設省告示第1437号第一(第2種排煙)関係				
提案名	漏れ量の設定方法について				
			シャダンホウシ`ン ニホンケンチクカ	゚ッカイキ	ンキシブ ポウサイケイカクプカイ/ポ
	提案者氏名	フリガナ	ウカイインカイ/ケンチクケイカクイイ	(ンカイ)	アンセ・ンケイカクショウイインカイ
		氏名	社団法人 日本建築学会	近畿式	支部防災計画部会 / 防火
		ИП	委員会/建築計画委員会	会安全	計画小委員会
			〒611-0011 宇治市五ケ	庄	
	提案者連絡先	住所	京都大学防災研究所巨大災害研究センター		
│提案者 │氏名等			教授 田中哮義		
1000		電話	0774-38-4285	FAX	0774-31-8294
		E-Mail	takey@drs.dpri.kyoto-u.ac.jp		
		名称	日本建築学会近畿支部		
	提案者所属	住所	〒550-0004 大阪市西区	靭本町	Ţ 1-8-4
	灰米日川周	電話	06-6443-0538	FAX	06-6443-3114
		E-Mail	aij-kinki@mri.biglobe.ne.jp		
	法律名称	建築基準法			
関連法規等	関係条文 ・告示等	平成 12 年建設省告示第 1437 号第一(第2種排煙)			

提案内容

漏れ量の設定方法を明確にすべきである。

提案に係わる技術的根拠の主旨

告示中には、給気量と空気を排出できる能力の関係について詳しい記述がないが、解説書には「給気風量は排出量と漏気量の合計値となる。」(p.168)と書かれている。それならば、漏れ量の考え方について告示中に明らかにすべきである。

$$m_o$$
= m_e + m_d (m_o : 給気量 m_e : 排煙量 m_d :漏れ量)

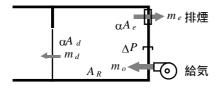


図:排煙量、給気量、漏れ量の関係

その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等

提案年月日	平成 1 5 年 6 月 2 3 日				
坦安女	建設省告示第1437号第一(第2種排煙)関係				
提案名	排煙口の開口	コ面積の	上限値について		
		-11	シャダンホウシ`ン ニホンケンチクカ	゚ッカイキ	ンキシブ ポウサイケイカクプカイ/ポ
	提案者氏名	フリガナ	ウカイインカイ/ケンチクケイカクイイ	(ンカイ)	アンセ・ンケイカクショウイインカイ
		氏名	社団法人 日本建築学会 委員会/建築計画委員会		支部防災計画部会 / 防火 計画小委員会
			〒611-0011 宇治市五ケ		
	提案者連絡先	住所	京都大学防災研究所巨大災害研究センター		
提案者 氏名等			教授 田中哮義		
MAA		電話	0774-38-4285	FAX	0774-31-8294
		E-Mail	takey@drs.dpri.kyoto-u.ac.jp		
		名称	日本建築学会近畿支部		
	提案者所属	住所	〒550-0004 大阪市西区靭本町 1-8-4		
	近 未有用病	電話	06-6443-0538	FAX	06-6443-3114
		E-Mail	aij-kinki@mri.biglobe.ne.jp)	
	法律名称	建築基準	≛法		
関連法規等	関係条文 ・告示等	平成 12 年建設省告示第 1437 号第一(第2種排煙)			
提案内容					

排煙口の開口面積について条件の上限値は不必要である。

排煙口の開口面積について告示には次のような条件が示されている。

 $A_R/550$ A_e $A_R/60$ $(A_R:$ 室面積 $A_e:$ 排煙口の開口面積)

一方、排煙量の規定

 A_R m_e 550 A_e $(m_e:排煙量 <math>A_R:$ 室面積 $A_e:$ 排煙口の開口面積)

があり、この排煙量規定から排煙口開口面積の下限条件 $A_{e}/550$ A_{e} は導き出されるが、

上限条件 A_e $A_g/60$ の設定根拠は明らかでない。(不必要と考えられる。)

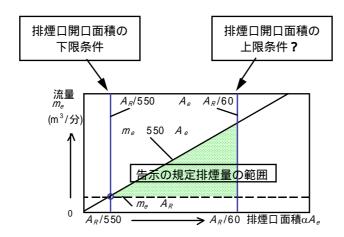


図:排煙口の開口面積の条件

その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等

提案年月日	平成 1 5 年	6月 2	3 日			
担实力	建設省告示第1437号第一(第2種排煙)関係					
提案名	排煙口の開口面積の定義について					
		- 11434	シャダンホウシ`ン ニホンケンチクカ	「ッカイキ	ンキシブ ボウサイケイカクプカイ/ボ	
	提案者氏名	フリガナ	ウカイインカイ/ケンチクケイカクイヤ	インカイ ご	アンセ・ンケイカクショウイインカイ	
	龙 木 日 70 日	氏名	社団法人 日本建築学会	近畿式	5部防災計画部会/防火	
		ИП	委員会/建築計画委員	会安全	計画小委員会	
			〒611-0011 宇治市五ケ	庄		
	提案者連絡先	住所	京都大学防災研究所巨大災害研究センター			
│提案者 │氏名等			教授 田中哮義			
F 10 10		電話	0774-38-4285	FAX	0774-31-8294	
		E-Mail	takey@drs.dpri.kyoto-u.ac.jp			
		名称	日本建築学会近畿支部			
	提案者所属	住所	〒550-0004 大阪市西区	劉本 町	J 1-8-4	
	灰米日川禹	電話	06-6443-0538	FAX	06-6443-3114	
		E-Mail	aij-kinki@mri.biglobe.ne.jp)		
	法律名称	建築基準	————————————————————————————————————			
関連法規等	関係条文 ・告示等	平成 12	(12 年建設省告示第 1437 号第一(第2種排煙)			

提案内容

告示に示された排煙口の開口面積とは、有効開口面積 (A_e) か実質開口面積 (A_e) かを明確にすべきである。

提案に係わる技術的根拠の主旨

告示中には排煙口の開口面積の定義に関する説明がないが、解説書によれば排煙口の開口面積は有効開口面積(A_e)として計算するよう書かれている。しかし、法令告示は文字通り解釈されることから排煙口の開口面積はそのまま実面積を用いるよう指導される例も見られる。

また、告示の排煙口の開口面積の上限は床面積の 1/60 であるが、従来の自然排煙の開口面積の下限が床面積の 1/50 であることから、1/60~1/50 の間は自然排煙も第2種排煙も計画できない範囲となる。この範囲差は、自然排煙では実開口面積で、第2種排煙では有効開口面積でとることにより ほぼなくなると考えられるが、実のところは明らかでない。

この混乱を取り除くべく用語の定義を明確にしてほしい。

その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等

提案年月日	平成 1 5 年 6 月 2 3 日					
坦安力	建設省告示第1437号第一(第2種排煙)関係					
提案名	給気口の位置について					
		71141	シャダンホウシン ニホンケンチクカ	゚ッカイキ	ンキシブ ボウサイケイカクプカイ/ボ	
	提案者氏名	フリガナ	ウカイインカイ/ケンチクケイカクイイ	(ンカイ :	アンセ・ンケイカクショウイインカイ	
	ZX I X I	氏名	社団法人 日本建築学会近畿支部防災計画部会 / 防火 委員会 / 建築計画委員会安全計画小委員会			
			〒611-0011 宇治市五ケ	庄		
. <u>.</u>	提案者連絡先	住所	京都大学防災研究所巨大災害研究センター			
提案者 氏名等			教授 田中哮義			
77 13		電話	0774-38-4285	FAX	0774-31-8294	
		E-Mail	takey@drs.dpri.kyoto-u.ac.jp			
		名称	日本建築学会近畿支部			
	提案者所属	住所	〒550-0004 大阪市西区	靭本町	T 1-8-4	
	龙米 日///周	電話	06-6443-0538	FAX	06-6443-3114	
		E-Mail	aij-kinki@mri.biglobe.ne.jp			
	法律名称	建築基準	建築基準法			
関連法規等	関係条文 ・告示等	平成 12 年建設省告示第 1437 号第一(第2種排煙)				
提案内容						

給気口の位置は、当該室の壁の床面からの高さが1.8m以下の部分に設けることとすべきである。

告示では、「給気口の位置は、当該室の壁の下部(床面からの高さが天井高さの2分の1未満の部分)に設けること」とある。しかしこの規定に従って、天井が高い室で天井高さの1/2の位置に給気口を設けた場合、避難が終了する以前に、煙層が給気口の位置まで降下し、給気によって煙層を乱してしまう恐れがある。

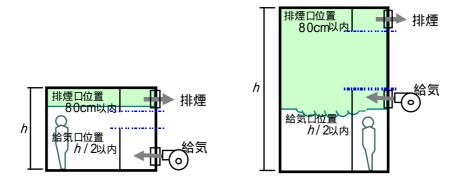


図:給気口の位置による煙層への影響

その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等

提案年月日	平成 1 5 年 6 月 2 3 日					
坦安女	建設省告示第1437号第一(第2種排煙)関係					
提案名	第2種排煙と加圧法の相違について					
		7U-43-L	シャダンホウシン ニホンケンチクカ	゚ッカイキ	ンキシブ ボウサイケイカクプカイ/ボ	
	提案者氏名	フリガナ	ウカイインカイ/ケンチクケイカクイイ	(ンカイ ラ	アンセ・ンケイカクショウイインカイ	
		氏名	社団法人 日本建築学会近畿支部防災計画部会 / 防火 委員会 / 建築計画委員会安全計画小委員会			
			〒611-0011 宇治市五ケ	庄		
	提案者連絡先	住所	京都大学防災研究所巨大災害研究センター			
提案者 氏名等			教授 田中哮義			
C, II ,		電話	0774-38-4285	FAX	0774-31-8294	
		E-Mail	takey@drs.dpri.kyoto-u.ac.jp			
		名称	日本建築学会近畿支部			
	提案者所属	住所	〒550-0004 大阪市西区	靭本町	J 1-8-4	
	泛 未日///	電話	06-6443-0538	FAX	06-6443-3114	
		E-Mail	aij-kinki@mri.biglobe.ne.jp			
	法律名称	建築基準	皇築基準法			
関連法規等	関係条文 ・告示等	平成 12	年建設省告示第 1437 号第一(第2種排煙)			
担卖市家						

提案内容

告示第 1 4 3 7号 (第 2 種排煙) は、加圧法とは全く違う煙制御手法であることを明確にすべきである。

告示 1437 号の特殊な構造の排煙は「遮煙条件」を明確にしていないために加圧法とは呼ばれておらず、あくまで排煙の一手法と見なされている。しかし、給気を行うことから、加圧法として誤解されてしまう恐れがあり(現にそのように信じる設計者も現れてきている)、今後、概念として混乱が生じないよう十分に注意する必要がある。

今回の建築基準法改正では排煙の考え方のみが踏襲され、遮煙の概念が明示されなかったことや防火設備としての扉については避難終了後は閉鎖された状態のみを想定してわずかの漏煙のみを考慮するだけでよいとしたことなども、加圧法の正しい運用に対する混乱の原因となっていると考えられる。加圧と排煙は物理的な圧力条件に関しては同様な説明がなされうるとしても、機械給気を伴う煙制御において「煙の押し出し排出を行う観点(現在の特殊な構造の排煙設備)」と「煙の侵入を防止する観点(遮煙条件を明確にした加圧)」の相違を正しく認識する必要がある。

その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等

提案年月日	平成 1 5 年 6 月 2 3 日					
提案名	非常用エレベーター乗降ロビーの性能基準について					
提案者氏名等	提案者氏名	フリガナ	フリガナ ウカイインカイ/ケンチクケイカクイインカイ アンセ ンケイカクショ!			
	XX I VI	氏名	社団法人 日本建築学会近畿支部防災計画部会/防火 委員会/建築計画委員会安全計画小委員会			
	提案者連絡先	住所	〒611-0011 宇治市五ケ庄 京都大学防災研究所巨大災害研究センター 教授 田中哮義			
NT 3		電話	0774-38-4285	FAX	0774-31-8294	
		E-Mail	takey@drs.dpri.kyoto-u.ac.jp			
		名称	日本建築学会近畿支部			
	提案者所属	住所	〒550-0004 大阪市西区	靭本町	⊺ 1-8-4	
	[灰米日/I 周	電話	06-6443-0538	FAX	06-6443-3114	
		E-Mail	aij-kinki@mri.biglobe.ne.jp	aij-kinki@mri.biglobe.ne.jp		
	法律名称	建築基準	建築基準法			
関連法規等	関係条文 ・告示等	告示第 1833 号(H12 第 1466 号改正)				

提案内容

非常用エレベーター乗降ロビーの安全性に関する性能基準を早急に整備されるよう求む。

提案に係わる技術的根拠の主旨

付室加圧方式の加圧防煙システムは広く安全性も認められてきた方法である。また、高層事務所建築において非常用エレベーター乗降ロビーと付室を兼用する設計手法は一般的であり、過去にも多くの高層ビルが乗降ロビー兼用付室への給気加圧方式を採用してきた。その実績にもかかわらず、新法に非常用エレベーター乗降ロビーの安全性能規定が無いために、現状では付室加圧防煙システムが採用できない、又は、旧法第38条で認められた乗降ロビー兼用付室の加圧防煙システムが既存不適格となってしまうという状況にある。従って、少なくともルートCによって加圧防煙システムが可能になるように、非常用エレベーター乗降ロビーの安全性に関する性能基準を早急に整備されるよう求む。

その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等

提案年月日	平成 1 5 年	6月 2	3 日			
坦安力	建設省告示第1433号(耐火性能検証法)関係					
提案名	無耐火被覆鋼材の温度算定方法に関連する意見					
			シャダンホウシン ニホンケンチクカ	゚ッカイキ	ンキシブ ポウサイケイカクプカイ/ポ	
	提案者氏名	フリガナ	ウカイインカイ/ケンチクケイカクイイ	(ンカイ フ	アンセ・ンケイカクショウイインカイ	
		氏名	社団法人 日本建築学会近畿支部防災計画部会 / 防火 委員会 / 建築計画委員会安全計画小委員会			
			〒611-0011 宇治市五ケ	·庄		
	提案者連絡先	住所	京都大学防災研究所巨大災害研究センター			
提案者 氏名等			教授 田中哮義			
C, II ,		電話	0774-38-4285	FAX	0774-31-8294	
		E-Mail	takey@drs.dpri.kyoto-u.ac.jp			
		名称	日本建築学会近畿支部			
	提案者所属	住所	〒550-0004 大阪市西区靭本町 1-8-4			
	J.C. 不 日 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	電話	06-6443-0538	FAX	06-6443-3114	
		E-Mail	aij-kinki@mri.biglobe.ne.jp)		
	法律名称	建築基準	築基準法			
関連法規等	関係条文 ・告示等	平成 12	成 12 年建設省告示第 1433 号			

提案内容

無耐火被覆鋼材の鋼材温度算定結果に、火災温度よりも鋼材温度の方が高くなるといった矛盾が生じる場合がある。計算方法の改良を要望する。

(論拠・提案の詳細は、添付資料 の『耐火性能設計法における無被覆鋼材の温度算定法に関する提案』(建築学会構造系論文報告集投稿中)を参照下さい。ここでの数式・図番号も同原稿の番号を用いています。)

告示の無耐火被覆鋼材の保有耐火時間を求めるための鋼材温度計算式(以下、告示式)によると、

- 1) 火災温度上昇係数 <標準火災(= 460)の場合: 火災温度より鋼材温度の方が高くなる (図 1-1)
- 2) 火災温度上昇係数 > 標準火災(= 460)の場合: 火災温度と較べて鋼材温度が異常に低く計算される(図 1-2)

という矛盾が生じる。

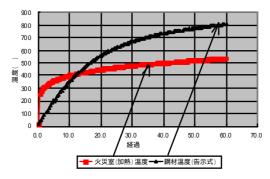


図1 - 1火災室温度(加熱温度)と告示式による鋼材温度1 (角型鋼管柱300·300·6、 = 260の場合)

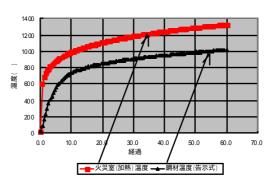


図1 - 2 火災室温度(加熱温度)と告示式による鋼材温度2 (角型鋼管柱300·300·6、=660の場合)

告示条文上では、火災温度より鋼材温度の方が高くなる場合は火災温度を採用するという主旨の規定を補って論理上の問題を処置している。また、後者の矛盾が顕在化する可能性は小さいかも知れない。しかし、このような矛盾を潜在させる計算方法は、工学的手法として健全といえない。
【提案】

以下のa.b.いずれかの計算方法を用いることを提案する。

a. 簡易数值計算式

無耐火被覆鋼材の鋼材温度は、一般的な簡易差分数値計算を用いれば以下の7ステップ程度の計算となり、広く利用されている表計算ソフトで計算可能である。(輻射受熱に対する実効的な形態係数 Feff については添付の資料を参照)

- $(0) Tf_1 = Ts_1 = T_0$
- (1) $t_j = t_{j-1} + t$
- $(2) Tf_j = t_j^{1/6} + T_0$
- (3) $hc_i = -$ 定値
- (4) $hr_i = Feff *_g *_s *_s *_{\{(Tf_{i-1} + 273)^2 + (Ts_{i-1} + 273)^2\}} *_{\{(Tf_{i-1} + 273) + (Ts_{i-1} + 273)\}}$
- (5) $q_i = (hc_i + hr_i) *AI* (Tf_{i-1} Ts_{i-1}) * t$
- (6) $Ts_{j} = Ts_{j-1} + q_{j} / (cAs)$
- (7) j = j+1 として(1)に戻り、必要な時間継続する

以下にその計算結果例(図 3-1、3-10)を示す。

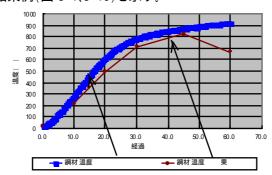


図3-1 鋼材温度(実験結果および数値計算結果) (角型鋼管柱 400·400·19、 =460 の場合)

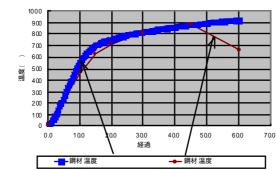


図3-10 鋼材温度(実験結果および数値計算結果) (H型鋼梁350·175·7·11、 =460の場合)

b. 告示式改良型鋼材温度計算式

上記の簡易数値計算の結果を用いて、火災温度上昇係数と基本温度上昇速度の関係を求めると、図5-1となる。これから、一般火災(加熱)時の基本温度上昇速度 K_o は概ね火災温度上昇係数の一次関数と近似出来るから、改良型基本温度上昇速度 K_o (を以下の式(20) ~ (22)とすれば、告示式と同形式の式(23)、(24)が任意の火災に拡張適用することが出来る。

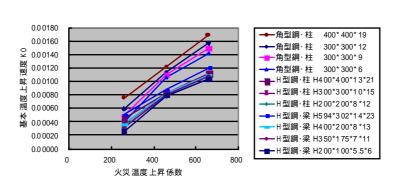


図 5 - 1 各鋼材の火災温度上昇係数 と基本温度上昇速度 K_{θ}

角型鋼·柱:
$$K_{o}() = 0.00113*(/460)$$
 (20)

H型鋼·柱:
$$K_0() = 0.00080*(/460)$$
 (21)

H型鋼·梁:
$$K_0$$
 () = 0.00082*(/460) (22)

$$h(\alpha) = K_0(\alpha) \times \frac{H_s}{A_s} \tag{23}$$

$$T_S = T_0 + (T_f - T_0)\{1 - \exp(-h(\alpha)t)\}$$
(24)

この式は冒頭に述べたような大きな矛盾を生じることはない。以下に計算結果例(図 6-2,3)を示

す。

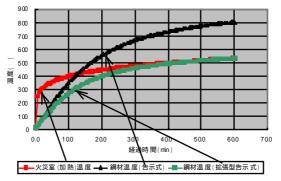


図 6 - 2 火災室温度 (加熱温度) と鋼材温度計算結果 (角型鋼管柱 300・300・6、 = 260 の場合)

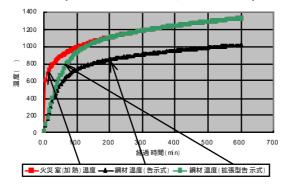


図 6 - 3 火災室温度 (加熱温度) と鋼材温度計算結果 (角型鋼管柱 300·300·6、 =660 の場合)

その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等